

東日本大震災

主要国・地域の輸出入等関連措置（8月6日現在）（順不同）

平成24年8月6日

外務省経済局

【主な更新情報】

中国

- ・ 輸入禁止（福島，栃木，群馬，茨城，千葉，宮城，新潟，長野，埼玉，東京の全ての食品・農産品・飼料）
- ・ 上記10都県以外の全ての食品・農産品・飼料については，①原産地証明書の添付が必要。更に，中国政府が指定する一部産品（乳製品，果実，野菜，葉物，薬用植物産品等）については，上記①に加え，②放射性物質検査証明書の添付が必要。

※水産品については，昨年5月27日に原産地証明書及び放射性物質検査証明書の様式に合意し，輸入再開。また，放射性物質検査証明書を必要としない産品（穀物，加工品，飲料，アルコール，糖類，砂糖菓子等）については，昨年11月24日に原産地証明書の様式に合意し，輸入再開。

香港

- ・ 輸入禁止（福島，栃木，群馬，茨城，千葉の果実，乳製品，粉ミルク等）
 - ・ 放射性物質検査証明書の添付が必要（上記5県の肉・家禽類，水産物等）
- ※水産品については昨年11月11日に，肉・家禽類については本年3月26日に放射性物質検査証明書の様式が合意され，輸入再開。
- ・ 上記5県以外の食品・農産品及び上記5県の加工食品については，香港政府による放射能サンプル検査実施（①加工食品，②航空貨物のコンテナ等への表面検査，③海上貨物のサンプル表面検査）。

台湾

- ・ 輸入一時停止（福島，栃木，群馬，茨城，千葉の全ての食品）
- ・ 放射能検査（①上記以外の生鮮・冷蔵・冷凍の野菜・果物・水産物，乳製品，ベビーフード，ミネラルウォーター及び水，海草類の全ロット検査。②上記以外の加工食品のサンプル検査。③酒類については福島，宮城，茨城，青森，秋田，岩手，山形，群馬，埼玉，東京，神奈川，千葉，栃木，新潟，山梨が検査対象。④日本からの輸入貨物のサンプル検査。⑤被災地周辺13カ所の港から輸入される海上コンテナの全量検査。⑥6国際空港（成田，羽田，関西，中部，花巻，仙台）から到着した空港貨物用コンテナ等の全量検査。⑦自動車（完成品）及びその部品の全量検査。

※上記④～⑦のコンテナ貨物の放射能検査は正式に撤回されたわけではないが，実態としては既に実施されていない由。

韓国

- ・ 暫定輸入中断措置（群馬、栃木、茨城のほうれん草、かきな、茶等、福島 of 葉菜類、水産物、果実、米、キノコ類等、宮城のキノコ類等、神奈川の茶、千葉の葉菜類、キノコ類、茶等、岩手のキノコ類等）
- ・ 放射性物質検査証明書の提出要求（①上記規制品目以外の 15 都道県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、三重、愛媛、長崎、熊本）産の全ての水産品、②上記規制品目及び①以外の 13 都県（福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、静岡、東京）産の全ての食品）
- ・ 産地証明書の提出要求（13 都県産以外（水産品については 15 都道県産以外）の全ての食品）

タイ

- ・ 放射性物質検査証明書の添付要求
（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、千葉、神奈川及び静岡にて生産された全ての食品（平成 24 年 4 月 3 日付官報により発効。））
- ・ 産地証明書の添付要求（上記 8 県以外で生産された食品）
（※産地証明書の代替書類として、①日本政府機関、②日本政府機関から認可を受けた他の機関、③日本政府機関の分析機関、④日本政府機関から委任若しくは認証された分析機関、又は、⑤国際規格に基づいた分析能力の認証を受けた分析機関により発行された食品の分類、種類及び放射性物質の量を明記した証明書でも可。）

シンガポール

- ・ 輸入停止（福島、栃木、群馬、茨城の果実、野菜、牛乳、乳製品、水産物、食肉。千葉、埼玉、東京、神奈川の果実及び野菜）
- ※愛媛、静岡、兵庫は解除。
- ・ 産地証明書の添付要求（上記 8 都県以外の果実及び野菜、牛乳、乳製品、海産物、食肉。千葉、埼玉、東京、神奈川の牛乳、乳製品、海産物、食肉。47 都道府県の緑茶）

※産地証明書については、商工会議所発行の産地証明書の使用で可。

マレーシア

- ・ 産地証明書の添付要求（日本から輸入される全ての食品）
- ・ 放射性物質検査（福島、茨城、栃木、宮城産の全ての食品（マレーシア政府による全ロット検査））

※平成 23 年 11 月 10 日付けで長野県、同 21 日付けで神奈川県、12 月 26 日付けで群馬県を再追加。平成 24 年 1 月 16 日付けで千葉県、同 2 月 1 日付けで長野県、同 2 月 15 日付けで埼玉、神奈川県を除外、同 3 月 5 日付けで群馬県を除外。

インドネシア

- ・ 放射性物質検査証明書の添付要求（生鮮品、水産品、加工品、医薬品）

※証明書の添付がない場合、インドネシア政府による全ロット検査を求めることもできる。

インド

インドでのサンプル検査

米国

- ・ 輸入停止（福島，茨城，栃木，群馬，千葉，神奈川，宮城，岩手の日本が出荷制限を行っている品目）
- ・ 放射性物質検査証明書の添付要求（福島，茨城，栃木の牛乳及び乳製品，果物及びその加工品，野菜及びその加工品）
- ・ サンプル検査の強化（福島，茨城，栃木の上記以外の食品・飼料及び3県以外の食品・飼料）

カナダ

- ・ 規制解除（平成23年6月13日，カナダ食品検査庁は，同日より，日本から輸入される食品の定期検査は必要ない旨発表。）

ロシア

- ・ 輸入停止（福島，栃木，群馬，茨城，千葉，東京の全ての食品）

※輸入再開の条件として，露の放射性物質基準への適合証明書の添付を要求。

- ・ 輸入停止（千葉，宮城，青森，岩手，茨城，新潟，福島，山形に所在する日本水産加工会社242施設の魚，魚製品及び水産製品）
- ・ 監視強化（宮城，山形，埼玉，新潟の農産物及び動物性製品）
- ・ 放射線検査（船舶・航空機及び輸送手段によりロシアに輸入される貨物）

EU

- ・ 放射性物質検査証明書の添付要求（福島，群馬，茨城，栃木，宮城，山梨，埼玉，東京，千葉，神奈川，静岡，岩手で産出される食品・飼料）
- ・ 産地証明書の添付要求（上記12都県以外で産出される食品・飼料）
- ・ サンプル検査の実施（上記12都県で産出される食品・飼料は5%以上，12都県以外で産出される食品・飼料は10%以上）

※4月2日以降，輸入規制措置の対象から，日本酒，ウイスキー及び焼酎を除外。

- ・ 医薬品輸入に対する措置（一部高度な医薬品に対し食品に準じた措置）

※放射線検査の結果が基準値以下であれば再検査不要。検査未実施のものは引き続き検査が必要。

ブラジル

- ・ 放射性物質検査証明書（ポルトガル語の翻訳付）の添付要求（全ての食品及び食品原料（完成品，半製品又はバラ荷）について，①3月10日以前に製造及び（又は）梱包されたものは日付証明書要求，②3月11日以降に製造されたもので，福島，群馬，茨城，栃木，宮城，山形，新潟，長野，山梨，埼玉，東京，千葉の12都県を原産地又は生産地とし，CODEXの基準に適合しているものは分析診断書添付。

・ 産地証明書の添付要求（上記 12 都県以外で産出される全ての食品）

メキシコ

・ 輸入税関の限定終了（12 月 31 日）

チリ

・ 規制解除（9 月 30 日）

エジプト

・ 放射性物質検査証明書の添付要求（福島，群馬，茨城，栃木，宮城，山梨，埼玉，東京，千葉，神奈川，静岡で産出される水産物以外の食品・飼料）

※上記 11 都県の水産物については，引き続きエジプト政府と協議中。

・ 産地証明書の添付要求（日本から輸入される全ての食品）

ペルー

・ 規制解除（平成 24 年 4 月 20 日）

エーゼーラント

・ 規制解除（平成 24 年 7 月 15 日）